

「働き方改革法」が順次施行されます 事業主にとって最も重要なのは 「労働時間の管理」に！

建設業の働き方改革セミナー

開催日程

開催日 6月25日（火）

時間 19:00～21:00

参加費 無 料

講 師 西田社会保険労務士

会 場

サニープレイス座間・多目的室（市役所隣）

座間市緑が丘1-2-1 ☎ 046(252)8247



従業員の

労働時間の把握

時間外労働の上限規制

36協定の提出義務

有給休暇の年5日取得

有休は法的に付与義務がある

時間外労働の割増率UP

残業に対する支払いは労基法で義務付け

法律で決められた基準があり
事業所が勝手に決められません

違反した場合罰則アリ

申 込

組合事務所まで電話・F a x ・メール
のいずれかでお申込みください。

☎ 046 - 255 - 3215

Fax 046 - 255 - 9444

zamaebina@kanagawa-doken.or.jp